

宇土市庁舎建設検討委員会設置条例をここに公布する。

平成27年7月6日

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市条例第23号

宇土市庁舎建設検討委員会設置条例

(設置)

第1条 市庁舎の建設に関する事項を調査審議するため、宇土市庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議し、市長に答申する。

(1) 新庁舎の基本構想案に関する次に掲げること。

ア 建設する位置に関すること。

イ 新庁舎の機能及び規模に関すること。

ウ 新庁舎建設の時期に関すること。

エ その他公共施設再整備に必要な事項に関すること。

(2) 現庁舎の活用に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、7人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 本市の区域内に事務所を有する公共的団体の代表者等

(3) 本市の区域内に住所を有し、又は勤務する者のうち公募に応募したもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 委員に欠員が生じたときは、速やかに委員を補充するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定により委嘱し、又は任命した日から第2条に規定する事項について市長に最終的な答申を行った日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第7条 委員又は委員であった者は、正当な理由がなく、委員会の業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、附則第5項に規定する日の翌日から施行する。